

# 仙台市奨学金返還支援補助金申請の手引き

－令和5年度（2023年度）就職者用－

## 目次

1. 目的	.....	P.1
2. 申請フロー	.....	P.1
3. 申請の期間	.....	P.1
4. 補助対象者	.....	P.2
5. 補助金額	.....	P.2
6. 申請の手続き	.....	P.2
(1) 補助金交付対象者の認定申請	.....	P.2
(2) 変更・辞退の届出	.....	P.5
(3) 補助金の交付申請兼実績報告	.....	P.7
(4) 補助金の交付請求	.....	P.10
7. その他	.....	P.12
8. Q & A	.....	P.12

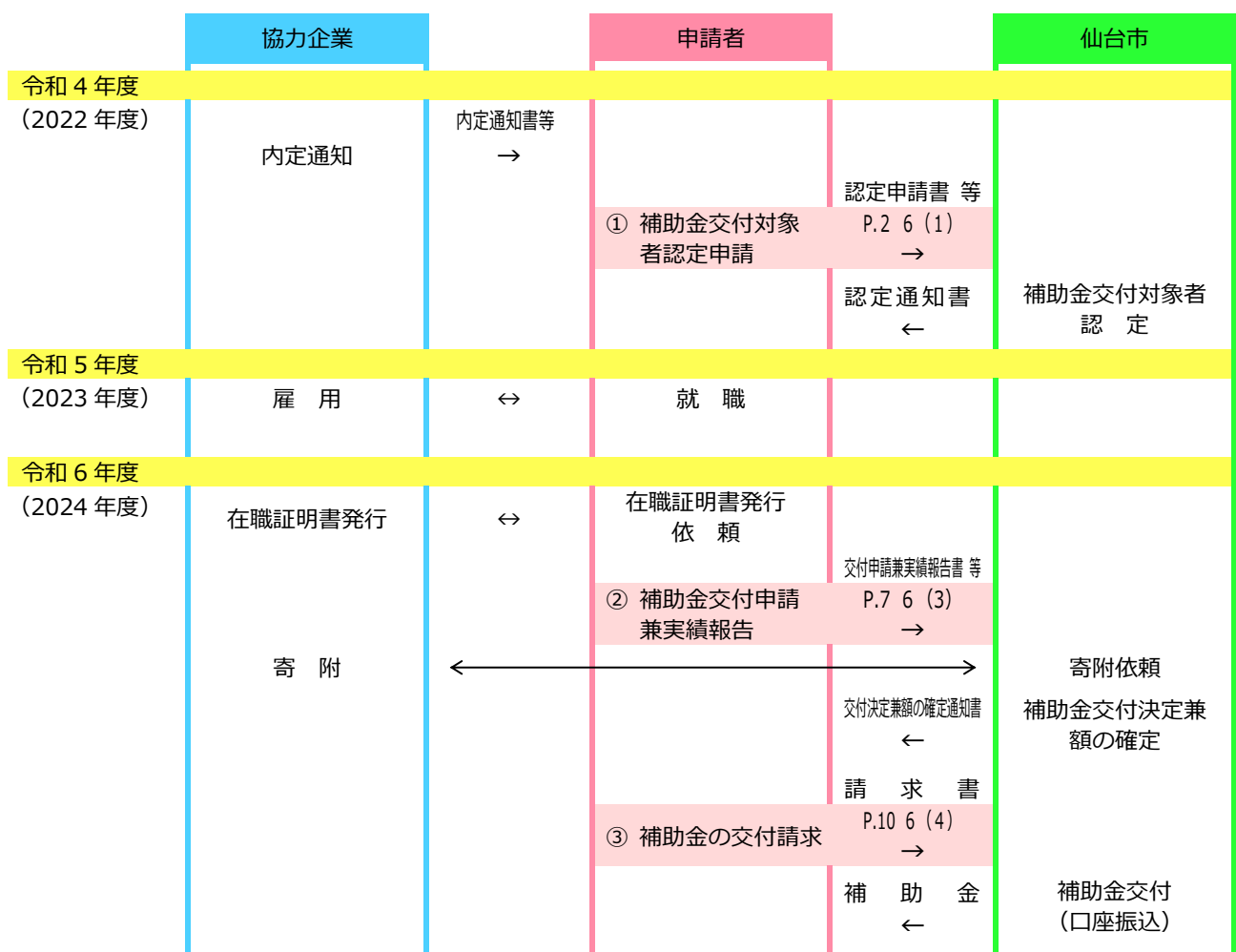
## 1. 目的

仙台市の産業を担う人材を確保し、その人材の本市への定着を促進するため、市内の協力企業（中小企業、社会福祉法人、NPO 法人等）の事業所に勤務し、奨学金を返還する方に対して、予算の範囲内において当該奨学金の返還を支援する補助金を交付します。補助金には、就職した協力企業からの寄附金が充てられます（補助額の 1/2）。

この手引きは、「仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱（令和 4 年 3 月 28 日施行）」に定める内容を具体的に説明・補足するものです。

## 2. 申請フロー

～交付対象者認定申請から補助金の交付請求（1回目）まで～



## 3. 申請の期間

- ① 補助金交付対象者認定申請：令和 4 年 10 月 7 日 から 令和 5 年 3 月 31 日 まで
- ② 補助金交付申請兼実績報告（1回目）：令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 5 月 17 日 まで
- ③ 補助金請求：②の申請後に本市から送付される交付決定兼額の確定通知書を受取り次第速やかに

## 4. 補助対象者

---

認定者数：140名（先着）

次の①～③の全てに該当する方を対象とします。

- ① 大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程を、令和4年度（2022年度）に卒業する見込みの方、または卒業後3年以内の方（すでに市内の事業所に正規雇用で勤務している方を除く。）
- ② 次の奨学金を借り入れ、返還予定又は返還中の方
  - 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
  - 自治体等が貸与する奨学金で市長が認めるもの
- ③ 協力企業<sup>※</sup>に正規雇用での就職が内定した方  
※協力企業は、就活応援ポータルサイト「仙台で働きたい！」にて随時公開中です

なお、補助金交付申請兼実績報告時においては、下記の条件を全て満たしている必要があります。

- ① 上記の①～③に該当する補助金交付対象者として認定を受けていること
- ② 協力企業の市内事業所に6か月以上在職していること<sup>※1</sup>
- ③ 仙台市内に居住していること<sup>※2</sup>
- ④ 暴力団等と関係を有していないこと
- ⑤ 仙台市の市税を滞納していないこと

※1,2 例外あり。Q&A (P.12) のQ2を参照してください

## 5. 補助金額

---

補助金交付対象者の認定を受けた方は、最長3年間補助金の交付を受けることができます。

上限額<sup>※</sup>：年額180,000円、総額540,000円

※借り入れた奨学金の額（返還免除等により返還すべき奨学金が減額されたときは、減額後の額）が上記金額を下回る場合は、借り入れた奨学金の額を上限額とします

## 6. 申請の手続き

---

### (1) 補助金交付対象者の認定申請

申請は、補助金の交付を受けようとする方が行ってください。

- ① 申請期間：令和4年10月7日から令和5年3月31日まで（先着）
- ② 申請書類

● 仙台市奨学金返還支援補助金交付対象者認定申請書（様式第1号）
● 協力企業に勤務する予定であることが確認できる書類 （内定通知書のコピー、内定証明書原本 等）
● 奨学金の借入総額が確認できる書類 （貸与額通知書または奨学金貸与証明書のコピー 等）

### ③ 申請方法

申請書類一式を P.13 に記載の提出先へ郵送または持参によりご提出ください。なお、郵送の場合は簡易書留など配達状況が確認可能な方法で送付してください。

#### 【注意点】

- 申請書類に記載内容の不備等があった場合には、書類の是正が必要となりますが、連絡後10日以内に是正されない場合は申請書類一式を返却することがあります。
- 申請書類を訂正するためには申請者の訂正印が必要です。修正液や修正テープでは訂正できません。申請書の余白に捨印（申請者欄に押印した印鑑と同一の印）を押印していれば、軽微な間違い等については訂正することができます。
- 申請は先着順に審査します。ただし、認定可能な件数を上回った場合は、当該日に受け付けた申請について抽選を行います。また、認定件数に達した場合は申請期間内であっても受け付けを締め切り※、その旨を仙台市ホームページでお知らせます。  
※締切日の翌日から一定期間を「補欠受付期間」とします。補欠として受け付けた申請は、すでに認定された交付対象者に辞退等があった際に繰り上げられます。
- 提出された書類について問い合わせをする場合がありますので、申請書類のコピーを保管してください。

### ④ 補助金交付対象者の認定

審査の結果、申請内容が適正である時は申請者本人あてに補助金交付対象者認定通知書を送付します。※後に申請内容の誤りが判明した場合等は、認定を取り消す事があります。

仙台市長 様

仙台市奨学金返還支援補助金交付対象者認定申請書

交付対象者として認定を受けたいので、仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住所	〒*** - *** 仙台市青葉区五橋〇丁目〇 - 〇 - 〇〇〇		
	ふりがな氏名	あおば たろう 青葉 太郎		
	生年月日	平成**年 **月 **日	性別	♂ ・ 女
	電話番号	自宅 なし	携帯	090 - **** - ****
	メールアドレス	Abc_defg@hij.ne.jp		
修学先 ※既卒者については奨学金貸与を受けていた修学先	名称	〇〇大学		
	学部・学科名	〇〇学部・〇〇学科	学年	4年
	卒業(予定)年月	令和5年 3月卒業(予定)		
借入奨学金	名称	①	②	
		日本学生支援機構奨学金(貸与型、第二種)	※奨学金が複数ある場合は記入	
	区分	無利子 ・ 有利子	無利子 ・ 有利子	
	借入金額	100,000 円/月 (総額4,800,000円)	円/月 (総額 円)	
	借入期間	2019年4月 1日～ 2023年 3月31日	年 月 日～ 年 月 日	
内定等	内定等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 内定 <input type="checkbox"/> 内々定 <input type="checkbox"/> その他 (                      )		
	就職予定先(認定企業名)	〇〇〇〇株式会社		
	就職予定企業の本社・本部所在地	仙台市青葉区国分町〇丁目〇 - 〇    〇〇ビル〇階		
	就業予定の事業所所在地	仙台市宮城野区原町〇丁目〇 - 〇 (〇〇支店)		
	就職予定日	令和5年 4月 1日		

(添付書類)

- 奨学金の借入総額が確認できる書類を添付してください。
- 内定等を得た対象企業からの内定書の写し又は内定証明書を添付してください。

## (2) 変更・辞退の届出

下記の変更等が生じた際は、速やかにその旨を届け出てください。

### ① 届出が必要な変更等

(ア) 認定を辞退する

(イ) 対象企業を退職した

(ウ) 大学等から退学処分を受けた

(エ) 大学等を留年・休学・退学した

(オ) 返還免除等により返還すべき奨学金が減額された（全額免除含む）

(カ) 住所又は氏名の変更があった

(キ) その他

### ② 届出書類

● 仙台市奨学金返還支援補助金認定交付対象者届出書（様式第3号）
● ①-(オ)の場合、免除等が確認できる書類 （免除に係る通知または免除額が分かる証明書のコピー 等）
● ①-(カ)の場合、住民票の写し（原本）

### ③ 届出方法

届出書類一式を P.13 に記載の提出先へ郵送または持参によりご提出ください。なお、郵送の場合は簡易書留など配達状況が確認可能な方法で送付してください。

令和6年3月20日

仙台市長 様

住所

〒\*\*\* - \*\*\*\*

仙台市若林区連坊〇丁目〇 - 〇 - 〇〇〇

氏名 青葉 太郎

仙台市奨学金返還支援補助金認定交付対象者届出書

令和4年11月1日付け 仙台市(R4経産商)指令 第〇〇号で通知のあった認定について、仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出番号 [ 1 ]

- 1 認定を辞退する〔理由： 仙台市外に本社を置く企業に入社し、市外に在住しており、要件を満たさないため 〕
- 2 対象企業を退職した〔退職日： 年 月 日〕
- 3 大学等から退学処分を受けた
- 4 大学等を留年・休学・退学した
- 5 返還免除等により返還すべき奨学金が減額された（免除等が確認できる書類を添付）
- 6 住所又は氏名の変更があった（住民票の写しを添付）
- 7 その他 [ ]

### (3) 補助金の交付申請兼実績報告

申請は、補助金の交付を受けようとする方が毎年度行ってください。

#### ① 申請期間

1 回目（令和 6 年度）：令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 5 月 1 7 日 まで

2 回目（令和 7 年度）：令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 5 月 1 9 日 まで

3 回目（令和 8 年度）：令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 5 月 1 8 日 まで

#### ② 申請書類

● 仙台市奨学金返還支援補助金交付申請兼実績報告書（様式第 8 号）
● 在職証明書（様式第 9 号）（各申請期間内に発行されたもの） ※勤務する協力企業に作成をお願いしてください
● 大学等の卒業を証する書類（1 回目申請時のみ） （卒業証明書のコピー 等）
● 住民票の写し（発行後 3 ヶ月を経過しないもの（原本））
● 奨学金の返還状況を証する書類（直近のもの） （奨学金返還証明書のコピー 等）

#### ③ 申請方法

申請書類一式を P. 1 3 に記載の提出先へ郵送または持参によりご提出ください。なお、郵送の場合は簡易書留など配達状況が確認可能な方法で送付してください。

#### 【注意点】

- 申請書類に記載内容の不備等があった場合には、書類の是正が必要となりますが、連絡後 1 0 日以内に是正されない場合は申請書類一式を返却することがあります。
- 申請書類を訂正するためには申請者の訂正印が必要です。修正液や修正テープでは訂正できません。申請書類の余白に捨印（申請者欄に押印した印鑑と同一の印）を押印していれば、軽微な間違い等については訂正することができます。
- 各回の期限までに交付申請兼実績報告書を提出しなかった場合は、以降の補助金も含め交付できないことがありますので、各回の申請期間内に必ず手続きを行ってください。
- 提出された書類について問い合わせをする場合がありますので、実績報告書類のコピーを保管してください。

#### ④ 補助金の交付決定兼額の確定

交付申請兼実績報告書の内容が適正であると認められるときは、補助金交付決定兼額の確定通知書を申請者本人あてに送付します。なお、報告内容を確認するために、聞き取り調査等を行う場合があります。



令和6年4月10日

仙台市長 様



差支えなければ捺印を押印してください。  
軽微な誤記は本市で訂正可能となり、手続きがスムーズに進むことがあります。

住所 〒\*\*\* - \*\*\*\*

仙台市若林区連坊〇丁目〇 - 〇 - 〇〇〇

氏名 青葉 太郎



電話番号 000-0000-0000

仙台市奨学金返還支援補助金交付申請兼実績報告書

仙台市奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり申請します。

また、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。なお、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

記

1 交付申請額 金 180,000円

2 借入奨学金

奨学金名称	日本学生支援機構奨学金 (貸与型、第一種)	※奨学金が複数ある場合は記入
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 有利子	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 有利子
借入総額	6,459,510円	円
返還開始月	令和5年 11月	年 月
返還月額	26,914円	円
返還済額合計	134,570円 (返還開始月から令和6年3月まで)	円 (返還開始月から 年 月まで)

3 勤務先

企業名	〇〇〇〇株式会社	
本社・本部所在地	〒*** - **** 仙台市青葉区国分町〇丁目〇 - 〇 〇〇ビル〇階	
代表者名	代表取締役社長 太白 一郎	
就業期間及び就業場所	令和5年4月1日 ～令和5年9月31日	事業所名：原町支店 所在地：仙台市宮城野区原町〇丁目〇 - 〇
	令和5年10月1日 ～令和6年4月10日	事業所名：上杉支店 所在地：仙台市青葉区上杉〇丁目〇 - 〇
勤務内容	商品の受注業務、会計事務	

4 その他

市税納付状況確認	私の仙台市市税納付状況（税目・税額・申告の有無等）を経済局地域産業支援課が税務担当課に照会することに <input checked="" type="radio"/> 1 同意します <input type="radio"/> 2 同意しません* ※「2. 同意しません」の場合、区役所・総合支所税証明担当課において「市税の滞納がないことの証明書」（申請日前30日以内に交付を受けたものに限り。）の交付を受け添付してください。（1通300円の手数料が必要です。）
----------	---

添付書類

- (1) 大学等の卒業を証する書類（初回申請時のみ。なお、すでに提出している場合は不要）
- (2) 在職証明書（様式第9号）
- (3) 住民票の写し（発行後3月を経過しないもの）
- (4) 対象期間における奨学金の返還を証する書類の写し※日本学生支援機構の場合「奨学金返還証明書」

在 職 証 明 書

氏 名	青葉 太郎	
住 所	仙台市若林区連坊〇丁目〇 - 〇 - 〇〇〇	
生 年 月 日	平成〇〇年 〇月 〇日	
就業場所及び 就業期間①	事業所名	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店
	所在地	仙台市宮城野区原町〇丁目〇 - 〇
	就業期間	令和5年4月1日 から 令和5年9月31日
就業場所及び 就業期間② (異動があった 場合のみ記載)	事業所名	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店
	所在地	仙台市宮城野区原町〇丁目〇 - 〇
	就業期間	令和5年10月1日 から 令和6年4月8日
就業年月日	令和5年 4月 1日	
雇用形態	正社員	
職 種	事務	
職務内容	商品の受注処理、〇〇支店の会計事務	

上記の者は、令和6年4月8日現在、当社に在職していることを証明します。

令和6年4月8日

在職証明書の発行印は、  
会社（法人）代表印としてください。

所在地 仙台市青葉区国分町〇丁目〇 - 〇 〇〇ビル〇階

企業名 〇〇〇〇株式会社

代表者 代表取締役社長 太白 一郎



記入担当者 所属部署 総務部人事課  
 役職・氏名 主任 〇〇 〇〇  
 連絡先 \*\*\* - \*\*\* - \*\*\*\*

#### (4) 補助金の交付請求

補助金交付決定兼額の確定通知書を受領後、速やかに補助金の請求を行ってください。

- ① 請求書類：仙台市奨学金返還支援補助金交付請求書（様式第11号）
- ② 請求方法：上記請求書をP.13に記載の提出先へ郵送または持参によりご提出ください。

##### 【注意点】

- 各申請書、実績報告書に使用したものと同一印鑑を押印してください。
- 補助金を振り込む口座は申請者本人の名義である必要があります。申請者以外の名義の口座には振り込むことができません。

##### ③ 補助金の支払い

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。

##### 【注意点】

- 補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。「センシ、チイキサンギョウシエン」名で振り込まれますので、適宜通帳等での確認をお願いします。
- 年度始めは会計処理が集中するため、長めにお時間を頂く場合があります。

令和6年6月5日

仙台市長 様

住所

〒\*\*\* - \*\*\*\*

仙台市若林区連坊〇丁目〇 - 〇 - 〇〇〇

氏名 青葉 太郎

仙台市奨学金返還支援補助金交付請求書

令和6年 5 月 27 付け仙台市 (R6 経産商) 指令 第 〇〇 号で確定通知のあった標記の補助金について、仙台市奨学金返還支援補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金180,000円

2 振込先

金融機関名	〇〇銀行		〇〇支店							
口座種別	普通	・ 当座	口座番号	*	*	*	*	*	*	*
フリガナ	アオバ タロウ									
口座名義人	青葉 太郎									

※口座名義人は申請者本人の名義に限ります

## 7. その他

---

本事業の内容や本市の人材確保施策に関するアンケート調査などを依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

## 8. Q&A

---

Q 1. 宮城県外の大学等の卒業（予定）者も対象になりますか？

A. 対象になります。全国の大学等の卒業（予定）者が対象です。

Q 2. 仙台市外から通勤する場合は対象になりますか？

A. 市内居住が原則ですが、仙台市内に本社のある協力企業の市内事業所に通勤する場合等は、市外居住でも対象になることがあります。

居住地・勤務地にかかる取り扱いは下記のとおりです

（1）就職先が仙台市内に本社がある協力企業の場合

- ① 市内の事業所に勤務し、市内に居住 ⇒ 対象
- ② 市内の事業所に勤務し、市外に居住（市外から市内へ通勤） ⇒ 対象
- ③ 市外の事業所に勤務し、市内に居住（市内から市外へ通勤） ⇒ 対象外<sup>※</sup>
- ④ 市外の事業所に勤務し、市外に居住 ⇒ 対象外<sup>※</sup>

※ 市外事業所に勤務していても、市内事業所に勤務する予定がある場合は対象となります。

（2）就職先が仙台市外に本社がある協力企業の場合

- ①の場合のみ対象となり、②～④の場合は対象となりません。

Q 3. 補助対象期間（3年）中に会社を辞めた場合はどうなりますか？

A. 補助金は、就職から1年経過ごとに、協力企業での勤務状況を確認した上でその都度交付します。例えば2年目の途中で退職した場合、勤務期間により2年目の補助金交付が受けられない場合があります。また、2年目の途中で退職した場合には3年目の補助金は受けられません。なお、この時すでに交付を受けた1年目の補助金については返還の必要はありません。

Q 4. 就職後も手続きが必要ですか？

A. 就職後は、補助金交付対象者の認定申請は不要ですが、交付申請兼実績報告は1年ごとに行う必要があります。本手引きのP.7（3）に記載されている申請期間内に手続きを行ってください。

Q 5. 申請書の様式はどこで入手できますか？

A. 就活お役立ちポータルサイト「仙台で働きたい！」または仙台市ホームページからダウンロードすることができます。ダウンロードができない場合は、仙台市経済局商業・雇用支援課へお問い合わせください。

Q 6. 国や県等の他の補助金との併用は可能ですか？

A. 可能です。ただし、他の補助金の規定で併用不可となっている場合がありますので、それぞれの補助金要綱等をご確認ください。

Q 7. 市税納付状況の確認はなぜするのですか？申請書の「同意する」や「同意しない」はどういうことですか？

A. 「市税の滞納がないこと」が補助金の交付要件となっているため、市税の納付状況を確認する必要があります。「同意する」を選んでいただくと、申請者本人に代わって商業・雇用支援課で納付状況を確認します。「同意しない」場合には、交付申請兼実績報告書提出前30日以内に発行された「市税の滞納がないことの証明書」（各区納税担当課発行：手数料300円）を申請書に添付してください。

## 提出・問合せ先

---

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階

仙台市経済局商業・雇用支援課

電話：022-214-1007

FAX：022-214-8321

mail：[kei008050@city.sendai.jp](mailto:kei008050@city.sendai.jp)

## 仙台市奨学金返還支援補助金に関する情報・各種お知らせ等の掲載ページ

---

- 就活お役立ちポータルサイト「仙台で働きたい！」  
URL：<https://sendaidehatarakitai.jp/scholarship>
- 仙台市ホームページ  
URL：<https://www.city.sendai.jp/kurashi/machi/kezaikoyo/kyujin>